

## 議案第101号

渋川市営伊香保ロープウェイ条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年6月13日提出

渋川市長 高 木 勉

### 渋川市営伊香保ロープウェイ条例の一部を改正する条例

渋川市営伊香保ロープウェイ条例（平成31年渋川市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1普通運賃の部大人（中学生以上）の項中「820円」を「830円」に、「490円」を「500円」に改め、同部小人（小学生以下）の項中「240円」を「250円」に改め、同表団体運賃（25人以上）の部学生団体の款大人（中学生以上）の項中「660円」を「670円」に改め、同部上記以外の団体の款大人（中学生以上）の項中「740円」を「750円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の渋川市営伊香保ロープウェイ条例第5条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る運賃について適用し、施行日前の利用に係る運賃については、なお従前の例による。

### 理 由

消費税法及び地方税法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市営伊香保ロープウェイ条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案				現 行					
別表第1（第5条関係）				別表第1（第5条関係）					
区分			往復	片道	区分		往復	片道	
普通運賃		大人（中学生以上）	<u>830円</u>	<u>500円</u>	普通運賃		大人（中学生以上）	<u>820円</u>	<u>490円</u>
		小人（小学生以下）	410円	<u>250円</u>			小人（小学生以下）	410円	<u>240円</u>
団体運賃 （25人以上）	学生団体	大人（中学生以上）	<u>670円</u>	400円	団体運賃 （25人以上）	学生団体	大人（中学生以上）	<u>660円</u>	400円
		小人（小学生以下）	370円	220円			小人（小学生以下）	370円	220円
	上記以外の団体	大人（中学生以上）	<u>750円</u>	450円		上記以外の団体	大人（中学生以上）	<u>740円</u>	450円
		小人（小学生以下）	370円	220円			小人（小学生以下）	370円	220円
備考（略）				備考（略）					